

■高校野球のケーススタディー（第26回）■



一般財団法人兵庫県高等学校野球連盟

高校野球における公式試合や練習試合の中で生じたプレイの中で、“こんなプレイ、ルールではどうなるの？”といった疑問について、ルールの側面から解説します。

○ 高校野球で「継続試合」が導入されると聞きましたが・・・どんな内容なの？

今年度、高校野球では「継続試合」が導入されることになりました。どのような取り扱いになるのか見ていきましょう。

【継続試合の目的】

継続試合を導入する目的としては、次のことが挙げられます。

- ① 野球部員が減少している現状があり、これまで以上に部員の健康を維持、増進する施策を推進し、安心、安全な大会運営、プレー環境を整備していくことが求められています。
- ② 教育の一環である高校野球では、9回完了（勝敗が決する）まで部員達の普段の練習の成果を発揮する場を確保する必要があります。
- ③ 昨今の気象状況（ゲリラ豪雨、未曾有の長雨）の変化に伴い、継続試合の導入を現状への対策とします。

第25回でも解説しましたが、高校野球での試合では、「公認野球規則」、「アマチュア野球内規」、「高校野球特別規則」の3つのルールで運用されていますが、継続試合については、今年度の高校野球特別規則の改正により、その運用や取り扱いが定められています。

それでは、「継続試合」に関する規定を見ていきましょう。

○ 高校野球特別規則 20 「正式試合の成立」

審判員が試合の途中で打ち切りを命じたときに正式試合となる回数の規則 7.01(c)については、高校野球では5回とあるのを7回と読み替えて適用する。

なお、継続試合を採用する場合は、この限りではない。

⇒ 球審によって打ち切りを命じられた試合（コールドゲーム）で、正式試合となる回数について高校野球では7回を基準とされており、改正前は正式試合とならない場合は、ノーゲームによる再試合とされてきました。（規則 7.01(c)）

今回の改正で「継続試合を採用する場合は、この限りではない」と定められたことにより、7回に至る前に打ち切りを命じられた試合であってもノーゲーム→再試合とはせず、継続試合として進められることになりました。

なお、打ち切りを命じられた試合（コールドゲーム）で正式試合となるものには、得点差によるもの（5回10点、7回7点）があります。（高校野球特別規則 21）

次に「継続試合の取り扱い」について見てみましょう。

○ 高校野球特別規則 22 「継続試合の取り扱い」

高校野球ではサスペンデッドゲーム（規則 7.02）は適用せず、天候状態などで球審が試合の途中で打ち切りを命じた場合は、継続試合として翌日以降に試合を行う。

(1) 各大会での運用は以下の通りとする。

硬式・・・選抜高等学校野球大会、全国高等学校野球選手権大会では、継続試合を採用する。
明治神宮野球大会、国民体育大会では両大会の大会規定による。
春季・秋季都道府県大会、春季・秋季地区大会、全国高等学校野球選手権地方大会
については、主催者が大会前に参加校へ周知したうえで継続試合を採用することができる。

⇒ 兵庫県では、「第 104 回全国高等学校野球選手権兵庫大会」において、初めて継続試合が適用されています。

軟式・・・全国高等学校軟式野球選手権大会では継続試合を採用する。

国民体育大会は同大会規定による。

春季・秋季都道府県大会、春季・秋季地区大会、全国高等学校軟式野球地方大会については、主催者が大会前に参加校へ周知したうえで継続試合を採用することができる。

(2) 継続試合の対象は以下のとおりとする。

天候状態などで球審が試合の途中で打ち切りを命じた場合は、行われた回数に関係なく、翌日以降に勝敗を決する（通常は9回、延長回ならびにタイブレークになった場合も含む）まで継続して試合を行う。

(3) 継続試合の運用は以下の通りとする。

①試合が停止した個所から再開する。

②両チームの出場選手と打撃順は、停止したときと全く同一にしなければならないが、規則によって認められる交代は可能である。

③停止した試合に出場し、他の選手と交代して退いた選手は継続試合に出場することは出来ない。

④継続試合の前には、確認のためオーダー用紙の交換を行う。

(a) 試合が停止した時の出場選手をオーダー用紙に記載する。

(b) 出場選手以外の登録選手は控え選手欄に記載する。なお、停止した試合に出場し、他の選手と交代して退いた選手については、名前の上に二重線を引く。

【参考】

① 兵庫県においては、球審が試合の打ち切りを命じる場合、球審がグラウンド内に出て、試合打ち切りの宣告を行います。その際、両チームの選手はベンチ前で整列をすることになります。

② 「試合の中断」について公認野球規則 4.03(e)では、次のように規定されています。

球審はプレイを中断した後、少なくとも 30 分を経過するまでは、打ち切りを命じてはならない。また球審はプレイ再開の可能性があると確信すれば、一時停止の状態を延長してもさしつかえない。

上記の規定の趣旨からみて、球審は試合の打ち切りについては安易に判断することなく、グラウンドの状態や今後の天候状態をよく観察し、試合続行の可否を十分に検討した上で判断することが求められます。

※ 「継続試合」をテーマに紹介しましたが、寄稿した時点では、まだ継続試合を適用した事例がないことから、今回は規則改正や取り扱いを中心に解説しました。今後、選手や指導者の参考になる事例がありましたら、当コーナーでも取り上げていきたいと思っております。

表題デザイン協力：兵庫県立姫路工業高等学校デザイン科
表題デザイン：日下部 心咲さん（74 回生）